

イベント・プロジェクト等実習授業における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

東京スクールオブミュージック&ダンス専門学校では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しながら、イベント・プロジェクト等実習授業の実施に取り組んでいます。今後も以下のガイドラインをもとに取り組みを継続していきます。身体的距離の確保など、十分な感染対策を講じたうえで段階的に実施方法を見直していきます。

【原則】

○イベント・プロジェクト等実習授業については必要最小限にとどめ、その都度必要性を慎重に検討する。

○来場客を伴うイベント・プロジェクト等実習授業を実施する場合は、入館する全ての方に対して入館時に体温測定を行い、37.5℃以上がある方、または咳、痰が絡む、喉が痛い、倦怠感（体のだるさ）、味覚異常のうち、2つ以上に該当のある方の入館を拒む。それが学生の場合はただちに帰宅させ、症状改善まで自宅待機とし、必要に応じて医療機関で受診させる。

○外部施設におけるイベント公演開催にあたっては、施設管理者等と協議の上、物理的・経済的に可能な限り対策を講じ、感染予防・感染拡大防止に万全を期さなくてはならない。

学校関係者はもとより、来場されるお客さまに対しては公演会場等において講じる対策と併せ公演前後における対策を丁寧にお伝えし、感染予防・感染拡大防止意識の啓発に努める。

○イベント公演当日までの校内及び開催地での事前打ち合わせや、スタジオでのリハーサル等の制作過程も含め、教員、出演者、及びその公演に携わるすべてのスタッフ（以下、「公演関係者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じなければならない。また、学校、スタジオ、その他の会場（以下、「公演会場等」という。）の利用にあたっては、同様に適切な感染予防対策を講じなければならない。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「3つの密」）のある場所は、感染を拡大させるリスク、すなわち「接触感染」と「飛沫感染」を誘発する機会が高いと考えられる。本ガイドラインは、これを避けることで、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

○学校が主として実施するイベント・プロジェクト等実習授業の他に、産学連携教育の一環と位置づけた企業の主催するイベント公演等に学生が参加する場合がある。その際は、下記に記す基本行動ルールに加えてイベント主催者等が講じる感染防止対策に取り組まなければならない。また、学校関係者は、事前に主催者等に対して十分な感染防止対策が講じられているかを確認しなければならない。感染症拡大対策が十分に講じられており、かつ必要性のあるものについては学生・保護者双方の確認を取った上で企業の主催するイベント公演等に参加する。

○このガイドラインに取り組むことで、イベント公演における本番中は、マスクの着用は必ずしも必要ではないと考える。しかし、学生間に身体的距離が取りにくく、15分以上の近距離での会話等の必然性が考えられる場合は、適切に換気を実施した上で、マスクを着用することが望ましいとする。

上記に基づき、(1) 来場されるお客さま及び公演関係者に共有すべき「基本行動ルール」を周知し、さらに、公演会場等においては(2) イベント会場における基本的対応を行う必要がある。

(1) 来場されるお客さま、公演関係者にて共有すべき「基本行動ルール」

○基本的感染対策：接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染への対策

- ・物理的・身体的距離の確保（最低1メートル）、接触機会を減らす
- ・マスク着用、大声を出さない（公演中の歓声、声援も含む）、咳エチケットの徹底
- ・手洗い、手指消毒の励行
- ・「三つの密」の回避（密閉・密集・密接）
- ・日常健康管理（体温測定、健康状態チェック）

(2) 公演会場等における「基本的対応」

- ・原則、マスク着用を義務化（フェイスシールドとの併用は別途検討）
- ・会場内（周辺含む）では出演者を含む公演関係者、来場されるお客さま、施設管理者を問わず、人と人との確保すべき間隔は最低1メートルを原則とする。

※入退場時、トイレ、飲食物販（ある場合）などの待機列、ロビー等における滞留、設営・撤去時などの一切を対象とする。

- ・会場内では上記「基本行動ルール」に基づき、場内外アナウンスやボードの掲出によりその周知徹底を図る。
- ・来場されるお客さまには上記基本事項とともに「主催者の指示に従わない場合には退場していただく等の措置をとる」ことにつき事前に告知する。
- ・公演中はもちろん、公演前後・休憩時間においても場内整理・警備スタッフにより来場されるお客さまに上記対策の徹底を図る。

・学校内施設にてイベント公演を実施する際の客席数は、9F L S-1 会場においては椅子席にて20席、9F L S-2においては椅子席にて15席とする。

【公演関係者が講じるべき具体的な対策】

教員・講師・学生一人一人が緊張感をもってイベント制作に当たらなければならない。少しでも体調が悪いと感じた場合には、勇気を持って休むことが必要であり、同時に、教員には公演関係者に体調不良者が出た場合に備えて可能な限りバックアップができる体制を構築しておくことも求められる。

【公演関係者による感染予防・感染拡大防止策】

○出演者を含む公演関係者には毎朝の検温を義務づけ、以下のいずれかに該当する者はイベント制作に参加させないこととする。（直ちに自宅待機とし、必要に応じ保健機関に連絡する）

- ・イベント当日または前日に37.5℃以上の発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害・だるさ・息苦しさ等の症状がある者
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者
- ・同居家族や身近な知人の感染が疑われる者
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者
- ・新型コロナウイルス陽性判定を受け、現在医師に自宅待機指示を受けている者

○公演関係者の緊急連絡先や登校状況を把握し、名簿を作成する。

- ・名簿は3週間より長い期間保管すること。また、公演関係者個人に対しては、それら情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知し事前承諾を得ることとする。
- ・公演関係者の名簿作成者は個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとする。

【公演関係者の身体的距離の確保等】

- ・公演関係者間で2メートルを目安に（最低1メートル）身体的距離が確保できるよう、作業工程の見直しやスタッフを兼任とする等の工夫を行うことにより、公演関係者の人数は必要最小限に限定する。
- ・公演関係者は4平方メートルの中に1人となるような形で他者との身体的距離を確保する。
- ・身体的距離の確保が困難な場合、パーティション、フェイスシールド等、身体的距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じる。
- ・仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努める。
- ・見学者等の公演の開催に必要不可欠とはいええない者は、公演会場等には立ち入らないものとする。
- ・開催地域の感染状況を踏まえ、来場客等の不特定多数と接するスタッフについては、マスク及びフェイスシールドを着用させることとする。

【公演会場等の利用に関して講じるべき具体的な対策】

- ・スタッフ入口及び楽屋ロビーにアルコール手指消毒剤を設置し、手指消毒を奨励する。

- ・ドアノブ、手すり等の公演関係者が接触する可能性がある設備及び共有する機器に関しては、頻繁な清拭消毒を行うものとする。
- ・機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・公演会場等の管理者の指導の下、常時又は頻繁に換気を行わなければならない。会場の換気機能が脆弱な場合、扇風機、サーキュレーター等を利用し換気を行わなければならない。
- ・楽屋、控室、スタッフルーム等は常時換気を行うものとし、またドアノブや椅子等、手が触れる場所は定期的に消毒を行う。

【公演の企画に関して講じるべき具体的な対策】

- ・お客さまをステージ上にあげるなどの参加型演出は行わない。
- ・お客さま同士の密接を招く銀テープ・花吹雪などの演出は行わない。
- ・出演者とお客さまとの接触ならびにお客さま同士の接触（ハイタッチ、手をつなぐなど）を招く演出は行わない。
- ・お客さまに自席から移動を促すような演出は行わない。
- ・お客さまに歌わせる、コール&レスポンスを要請するような演出は避ける。
- ・お客さまには十分な休憩時間の確保を心掛け、館内換気を励行する。
- ・お客さまへ「基本行動ルール」の周知徹底をはかるため、出演者からの呼びかけも考慮する。

【食事とケータリング】

- ・すべての食事は表面の汚染を防ぐ方法を用い、1回分ずつ分けて配布するものとする。また、すべての飲み物は1回分用の容器に入ったボトルや缶で提供するものとする。ビュッフェ形式での提供は行わない。
- ・食事の際は、身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努める。身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらして複数組に分割する、パーティションを設置する等の形態で提供を行うものとする。また、真正面の配置は避けるものとする。
- ・食事を扱うスタッフは、事前に手洗いや手指消毒を行う。
- ・食事中の会話は控えるものとする。会話は食事が終了したのちマスク着用のうえ行う。

【ステージにおける感染防止策】

- ・ステージサイズに対し、4平方メートルで割った人数を出演者最大人数とする。
- ・出演者は、公演中も出演者同士の身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努める。また、身体的な接触は控える。
- ・身体的距離の確保が困難な場合、パーティション、フェイスシールド等、身体的距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じる。
- ・マイクの使用の前後には、手洗いや手指消毒を行うとともに、使用した機器の消毒を徹底して行う。
- ・ボーカルマイクやボーカルマイクのスタンドは、使用者が変わるたびにマイクおよびスタンドの消毒をする。ミキサーなどの機材に触れる前に、必ず手指消毒を実施する。
- ・機材等撤去時は革手袋を装着する（ウイルスをもらわない）

- ・使用した機材の人の手に触れた箇所はすべて消毒する。
- ・消毒範囲は地上高2 m以下のすべての機材とする(舞台上)。
- ・倉庫に未消毒の機材を戻さない。

【ヘアメイクと衣裳】

- ・出演者及びヘアメイクスタッフは、ヘアメイクの前後に手洗いや手指消毒を行うものとし、ヘアメイクスタッフ間は2メートルを目安に(最低1メートル)間隔をとるものとする。また、ヘアメイク用具を他の出演者に再利用しない。
- ・ヘアメイクスタッフは、マスクやフェイスシールドを着用するものとする。
- ・衣裳の着脱の前後に、出演者と衣裳スタッフは手洗いや手指消毒を行うものとする。

【美術と大道具】

- ・美術と大道具のスタッフは、用具の共有を行わない。

【トイレ】

- ・床、便器、ドアノブを消毒する。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにする。
- ・ペーパータオルを使用するか、各個人にてタオルを用意する。ハンドドライヤーは使用しない。
- ・トイレ後は必ず石鹸で手を洗い、手指消毒を行う。

【清掃・ゴミの廃棄】

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・作業後は、手洗いや手指消毒を行う。

【感染が疑われる者が発生した場合の対応策】

1. 会場内で感染が疑われる者が発生した場合の教員の措置

- ・発生時は、まず①感染が疑われる方にはマスクを着用させ、②あらかじめ確保しておいた「他の入室者を禁じた個室あるいはパーテーション等で区画されたスペース(換気風通し良いところ推奨)」に案内し、③指示があるまで待機とする。施設管理者を通じ最寄り保健所に連絡し、指示を仰ぐ。
- ・(保健所の指示に基づき)自宅待機、もしくは必要があればあらかじめ連携している病院に連絡し、引き受けを依頼、応諾されたら病院指定の移動方法で病院まで行っていただく。
- ・なお、上記に対応する者はマスクとフェイスガード、手袋の着用・着装を徹底する。

2. 公演関係者に感染が疑われる者が発生した場合

- ・速やかに該当者の隔離等を行い、人との接触をできる限り避けなければならない。速やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとし、保健所等当局の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。保健所の指示によって必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とする。

・自宅療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとする。検査結果が陰性であっても、症状が改善してから最低48時間が経過するまでは参加を認めないものとする。

3. 来場されるお客さまに感染が疑われる方が発生した場合

・該当するお客さまを速やかに個室あるいはパーテーション等で区画されたスペースに誘導案内し、人との接触をできる限り避けていただく。（施設管理者と連携して）最寄り保健所へ連絡し、その指示に基づき、対応する。

【周知】

○以下について公演関係者に対して周知する。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
- ・身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めることの徹底

【公演会場等の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策】

1. 基本的事項

- ・スタッフ入口及び楽屋ロビーにアルコール手指消毒剤を設置し、手指消毒を奨励する。
- ・ドアノブ、手すり等の公演関係者が接触する可能性がある設備及び共有する機器に関しては、頻繁な清拭消毒を行うものとする。
- ・機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・公演会場等の管理者の指導の下、適切な換気を行う。会場の換気機能が脆弱な場合、扇風機、サーキュレーター等を利用し換気を行わなければならない。
- ・楽屋、控室、スタッフルーム等は常時換気を行うものとし、またドアノブや椅子等、手が触れる場所は定期的に消毒を行う。
- ・来場客の名簿を作成し、体温・健康状態・緊急連絡先を管理する。名簿は3週間より長い期間保管することとする。また、来場客に対しこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとする。

2. 出演者と来場客との物理的距離の確保（飛沫感染・接触感染防止）

○舞台と客席との距離は最低2メートルとする。

3. 客席部スタンディング対応

○お客さま間の接触・飛沫感染防止の観点から、屋内イベントでは客席部でのフルスタンディングは避け、スタンディングスペースにパイプ椅子等を設置し、来場されるお客さまの位置を固定する。

○スタンディングエリアの運用については、今後、公演地の感染状況等をもとに公演地の自治体等地域関係者や施設管理者との協議によって、決定されることとする。

4. 会場内外の待機列

- 待機列が必要な場面（入退場、トイレ待ち等）においては、来場客同士が十分な距離（最低1メートル）を確保して整列できるように、極力、目印となる掲出物や足下マーク等の設置を行う。
- 来場客への対面対応が必要な場所においては、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し、飛沫感染防止策を施す。
- 手荷物検査が必要な場合は、目視による確認のみとし、お客さまの持ち物に係員は触れないようにする。

【会場内禁止行為について】

- 会場内外において、他のお客さまの迷惑になる行為等に加え、感染予防・感染拡大防止対策に基づく係員の指示に従わない場合、退場いただく場合があることの事前告知を徹底する。
- 対象とする行為：大声による発声、席間の移動、等

【時間別入退場の実施】

- [入場時] 開演までの時間（開場時間）を十分に取り、お客さまには十分余裕を持った来場を事前に案内告知する。
- [退場時] 公演主催者による規制退場を案内。指定された座席ブロック、席列を指示してお客さま同士の物理的距離を確保した移動を案内する。会場全域への音響アナウンスによる誘導と会場内整理員による誘導案内を行う。

【感染者（陽性者）確認連絡】

- 公演開催後、地方自治体、保健所等から連絡があった場合にはお客さま、公演関係者の自己申告内容の情報を提供する。
- 公演当日、会場内に感染者（陽性者）がいたことを速やかに告知する。

【感染予防・衛生面に関する協力依頼事項】

- ・入場時の手指消毒。
- ・会場諸施設・備品等に接触しないこと。
- ・お客さま同士、公演関係者との物理的距離の確保。
- ・ロビー、ホワイエ、着席時の会話及び食事の自粛。

以上、学生の皆様の「安心」「安全」に十分配慮した上で、イベント・プロジェクト等実習授業を通じてエンターテインメント業界についての実践的な学びが得られるよう努めて参ります。